

## 椎の森里山会会則

(名称及び所在地)

第1条 この組織はボランティア団体で「椎の森里山会」(以下会という)と称し、事務所を会長宅または会長が指定する役員宅に置くことができる。

(目的)

第2条 市と協働で「椎の森自然環境保全緑地整備基本計画」で定める基本理念「自然と共生する森」「自然と親しむ森」「人を育む森」を実現するための諸活動を実施し、併せて会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 会としての自主活動

- ① 谷津田、遊休地を利活用した稲作、畑作り、生植物の養育など。
- ② 市民への広報
- ③ 学習、親睦活動
- ④ その他 会の目的達成のための活動

(2) 市が主導し会が協働して行う活動

- ① 自然環境保全緑地の整備と保全
- ② 自然環境保全緑地の利活用
- ③ 生物多様性の確保
- ④ 市民とのふれあい活動
- ⑤ その他目的達成のための活動

(構成員)

第4条 第2条に掲げる目的及び第12条に賛同した者(以下会員と言う)をもって構成する、市内外居住は問わない、尚、会員としての活動は困難であるが技術支援、資金提供等を行う者を賛助会員とする。

2 市に対して、参与として会に参画して、支援及び助言を求める事が出来る。

(役員)

第5条 会に次の役員をおく

- |          |               |
|----------|---------------|
| (1) 会長   | 1名            |
| (2) 副会長  | 2名            |
| (3) 事務局長 | 1名            |
| (4) 幹事   | (総務、業務、広報、会計) |

2 幹事は他の役員、及び幹事を兼務することを妨げない。

3 会計監査 2名

(役員を選出)

第6条 幹事及び会計監査は会員の互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は会を総理し、代表する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はその職務を代行する。

3 事務局長は渉外及び業務を総括する。

4 幹事は次の職務を行う。

総務幹事 渉外及び会の運営全般。

業務幹事 活動計画に基づく事業の推進。

広報幹事 広報及び記録。

会計幹事 収支の管理。

5 業務幹事は次の業務を担当し、それぞれの責任者を定める。

稲作担当、畑作担当、植樹担当、椎茸担当、生物担当、植物担当、機材管理、

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする、ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回4月に開催する、

また、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議事を主宰する。

3 総会は次の事項を審議する。

(1) 第5条第1項の役員及び第2項の会計監査の選任に関する事。

(2) 会則の改正に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他、役員会が特に必要と認めた事。

4 総会は委任状も含め1/2以上の会員が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、賛否同数のときは会長が決する。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条第1項の役員及び第3項の会計監査により構成する。

2 役員会は会長が必要と認めた場合、随時開催するものとする。

3 役員会は会長が招集し、議事を主宰する。

- 4 役員会は次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画の詳細に関すること。
  - (2) その他、役員が特に必要と認めたこと。
- 5 会員は、役員会に出席し意見を述べる事が出来る。

(経費)

- 第12条 会の運営に関する経費は、会員からの会費及びその他の収入を以て充てる。
- 2 会費は月額100円とし4月に一括招集する。
  - 3 退会する場合は申し出のあった翌月分からの会費を返却する。
  - 4 必要により役員会の決定を得て特別会費を徴収することがある。

(事業年度)

- 第13条 事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(催促)

- 第14条 この会則に定める他、会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

(附則)

- この会則は、平成19年3月3日から施行する。  
この会則は、平成20年4月5日から一部改正し施行する  
この会則は、平成21年4月4日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成22年4月18日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成23年4月2日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成24年4月7日から一部改正し施行する。  
この会則は、平成26年4月5日から一部改正し施行する。

日 時：2月15日(月) 13:30～12:00

会務課のトコロエ